

神岡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(概要版)

都市計画の目標

【都市づくりの基本理念】

活力があり、安全・安心で快適な、誇りもてる都市の創造

【都市づくりの基本理念】

- ◆ 誰もが働きやすく、活躍できる元気な都市づくり
- ◆ 社会の変化に対応した、新しい価値を創造する都市づくり
- ◆ 様々な人びとが交流できる都市づくり
- ◆ 誰もが何時までも元気に暮らせる都市づくり
- ◆ お互いに支えあい、みんなで創る都市づくり
- ◆ 豊かな自然、伝統文化等の地域資源を活かした都市づくり
- ◆ 誰もが誇りをもち、何時までも住み続けたい都市づくり

区域区分の有無

本区域においては、都市的土地利用の拡大の可能性が低く、区域区分によらずとも良好な環境を有するコンパクトな都市を形成することが可能なことから、区域区分を定めません。

主要な都市計画の決定の方針

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

住居系	住居専用宅地	・本区域東南部の基盤が整備された地区は、良好な居住環境の土地利用を図ります。
	一般住宅地	・比較的基盤が整備され、住宅系の土地利用の中に医療、福祉施設が立地した高原川の東の地区は、住宅とその他の施設が共存する土地利用を図ります。 ・山田川沿いの住居系の土地利用がなされている地区は、居住環境を保護する土地利用を図ります。
商業系		・商業施設が立地し、商業の中心地として形成されてきた、高原川と山田川に挟まれた地区は、現状の規模を維持しつつ、日常生活を支える身近な商業サービスの提供のため、地域の中心商業地として再生を図ります。
工業系		・大規模な工場が集中して立地する地区は、工業の利便の増進を図る地区として土地利用を図ります。 ・住宅又は農地に隣接して工場の立地する地区は、居住環境に配慮しつつ工場と住宅が共存する地区として土地利用を図ります。

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通体系	道路	・広域幹線道路の整備を促進し、広域交通ネットワークの強化を図ります。 ・都市計画道路にアクセスする生活道路網の充実を図り、交通ネットワークの確立を図ります。 ・本区域内に点在する公益施設や歴史・文化施設、中心商業地内を回遊することのできる歩行者ネットワークの確立を図ります。 ・高齢者、障がい者等すべての人が安全で快適に散策することのできる歩行者空間の整備を図ります。 ・緊急輸送道路は、地震発生後の緊急輸送確保の観点から整備を図ります。
	公共交通	・市営バス及び民間バスは、通学、通院、買い物等の外出などの支援に重点を置きつつ、企業等と連携し、路線の再編や利便性の向上に努めます。 ・市営バスについては、低公害車両や、バリアフリーに配慮した車両の導入を促進します。 ・公益施設への送迎を行うコミュニティバスの拡充整備などもあわせて検討します。
下水道・河川	下水道	・公共下水道の早期普及のために、将来的な土地利用の動向や地理的条件等に配慮しながら、普及率の向上に向けた計画・整備を推進します。 ・下水汚泥などは、豊富な資源やエネルギー源として再利用し、環境負荷の軽減や、循環型社会の再構築に向けて有効活用を目指します。 ・施設の健全な維持と耐震化による安定的な污水处理環境の整備を推進します。
	河川	・洪水による河川災害を防ぐため河川改修を推進し、安全で快適な住環境の形成を図るとともに、親水空間としての整備を図ります。 ・従来から遊水機能を有する土地において、やむを得ない開発を行う場合には、事業者に対して、代替施策の実施により、従前の保水・遊水機能を保全させるなど、総合的な治水対策を推進します。 ・開発行為による河川への雨水流出量の増加に対しては、調整池等の設置により対処します。

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・新たな市街地開発事業については、社会情勢及び地域情勢を勘案しつつ、必要に応じて検討します。

自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- ・山林や農地は、自然の形成や生産の場としてだけでなく、住民が身近に接する緑地であるといった多様な役割を担っていることから維持・保全を図ります。
- ・自然を感じることで歩行空間の整備や、歩行者ネットワークが高原川と交わる部分では、親水空間やポケットパークを配置し、レクリエーション空間の整備を図ります。
- ・公園や緑地は、災害時の避難場所等として重要な役割を担っていることから、適正な配置・整備を図ります。
- ・点在する社寺等を緑地空間としての利用を考慮して、歩行者ネットワークの整備を目指します。

